

多治見市教育行政評価委員会設置要綱

平成21年 1 月19日教育委員会訓令甲第 1 号

改正

平成23年 2 月22日教委訓令甲第 1 号

平成27年 3 月26日教委訓令甲第 1 号

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(以下「点検及び評価」という。)を実施するため、多治見市教育行政評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 評価委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 点検及び評価の実施に関すること。
- (2) その他点検及び評価を実施するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 評価委員会は、委員 5 人をもって組織する。

2 委員は、教育について優れた見識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 評価委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長の欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 評価委員会の会議は、必要に応じて教育委員会が招集する。

2 評価委員会の議長は、委員長をもって充てる。

(庶務)

第 7 条 評価委員会の庶務は、教育委員会事務局教育推進課において行う。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が評価委員会に諮って定めるものとする。

附 則

1 この訓令は、告示の日から施行する。

2 この訓令の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成22年 3 月31日までとする。

附 則 (平成23年 2 月22日教委訓令甲第 1 号)

この訓令は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成27年 3 月26日教委訓令甲第 1 号)

1 この訓令は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第 2 条第 1 項の場合においては、この訓令による改正後の多治見市教育行政評価委員会設置要綱第 1 条の規定は適用せず、この訓令による改正前の多治見市教育行政評価委員会設置要綱第 1 条の規定は、なおその効力を有する。